



市 からの 連絡 帳

届け出

住民票等自動交付機のご利用を

西東京市市民カード・ほうや市民カードをお持ちで、暗証番号を登録している方は、住民票等自動交付機で住民票・印鑑証明書を取ることができます。

□**手数料** 窓口交付：300円、自動交付機利用：200円

設置場所	利用日時
田無庁舎2階	月～金曜日
保谷庁舎1階	午前8時30分～午後8時
ひばりヶ丘駅前出張所	土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時
柳沢公民館	月～金曜日
芝久保公民館	午前9時～午後8時
保谷駅前公民館	土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※第4月曜日はお休みです。
東伏見ふれあいプラザ	火～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ※月曜日から祝日が連続する場合は、祝日明けの平日が停止します。

※12月29日～翌年1月3日はお休みです。



住民票等自動交付機

◆市民課 田(☎042-460-9820)
保(☎042-438-4020)

くらし

防犯活動団体説明会

市内で防犯活動を行う団体や、これから防犯活動を始める団体を対象に、団体登録と補助金(防犯資器材の購入経費

など)の交付手続きの説明会を開催します。併せて田無警察署員による防犯に関する講話もあります。

時 6月5日(水)午後6時30分～

場 防災センター6階

◆危機管理室 保(☎042-438-4010)



公共下水道への切り替えを

現在、市内のほぼ全域で公共下水道(汚水)の利用ができます。トイレが水洗であっても浄化槽を利用していると、洗濯や流しなどの汚水は直接河川に流れ込み、悪臭・汚濁の原因となります。

浄化槽・くみ取り便所を利用している場合は、遅滞なく公共下水道に接続することが法律で義務付けられています。早い時期に公共下水道へ切り替えをお願いします。

□**切り替え工事** 市の指定下水道工事店(市HPで確認できます)を通じてお申し込みください。



河川にはさまざまな水が流れ込みます

◆下水道課 保(☎042-438-4058)

保谷こもれびホール臨時休館日

5月29日(水)は、館内設備点検などにより休館します。

ご理解とご協力をお願いします。

場 保谷こもれびホール(☎042-421-1919)

◆文化振興課 保(☎042-438-4040)

スポーツセンタープールの利用を休止

6月3日(月)～7日(金)の5日間、水抜き点検などのため利用できません。プール以外の施設は6月4日(火)の休館日を除き、通常どおり利用できます。ご理解とご協力をお願いします。

場 西東京市スポーツセンター

(☎042-425-0505)

◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)

募 集

国民健康保険運営協議会委員

市長の諮問に応じ、国民健康保険の運営に関し意見を述べます。

□**資格** 西東京市の国民健康保険に加入している18歳以上の方

※ほかの審議会などとの兼任はできません。

□**人数** 3人

□**任期** 7月から2年間

□**会議** 不定期(日時は運営協議会で調整、通常夜間開催)

□**報酬** 日額1万800円

□**選考方法** 「西東京市の国民健康保険について」をテーマとする作文(800字程度)による選考

申 6月10日(月)(必着)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、〒188-8666市役所保険年金課へ郵送または直接持参(田無庁舎2階)。

※6月下旬に選考結果を送付

◆保険年金課 保(☎042-460-9821)

介護保険運営協議会委員

要介護者などの意向を適切に把握し、より適正な介護保険事業運営を行っていくための検討を行います。

□**資格・人数** 第1号被保険者(市内在住で65歳以上の方)…2人

第2号被保険者(市内在住で40～64歳の方)…2人

□**任期** 7月(予定)から2年間

□**会議** 不定期(任期中に10回程度、平日昼間開催)

□**報酬** 日額1万800円

□**選考方法** 「西東京市の介護保険について」をテーマとする作文(800字程度)による選考

申 6月10日(月)(消印有効)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、〒202-8555市役所高齢者支援課へ郵送または直接持参(保谷保健福祉総合センター1階・田無庁舎1階)。

◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)

援農ボランティアを募集します!

一定の農業技術を習得後、援農ボランティアとして、農家の方とともに農産物の生産を担っていただく方を募集します。

内 講義2回、実技10回を予定。

※実技講座は原則平日実施(市内)

対 ①市内在住で農業に関心がある20歳以上の健康な方 ②7月から11月に実施する実技講座を受講し、援農ボランティアの認定後、援農活動に参加できる方 ③平成26年度に市の「農のアカデミー」事業に参加できる方

□**募集する農家の栽培種**

①野菜 ②果樹 ③花き

定 野菜10人、果樹4人、花き2人

¥ 受講料無料(ボランティア損害保険料1,000円程度は自己負担)

申 往復はがきに、住所・氏名(ふりがな)・電話番号・生年月日・希望する栽培種を明記し、5月31日(金)(消印有効)までに、〒202-8555市役所産業振興課へ郵送。

※返信はがきにも住所・氏名を記入

※受け入れ農家については、募集終了後に調整を行います。

※応募者多数の場合は抽選となる場合もあります。

◆産業振興課 保(☎042-438-4044)



市内の畑で育つ農産物

私は守ります。電波のルール。

総務省では、6月1日(土)～10日(月)を「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用するための周知・啓発活動および不法無線局の取り締まりの強化を行います。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。ルールはみんなで守りましょう。

場 関東総合通信局

①不法無線局による混信・妨害(☎03-6238-1939)

②テレビ・ラジオの受信障害(☎03-6238-1945)

③地上デジタル放送の受信相談(☎03-6238-1944)

◆企画政策課 保(☎042-460-9800)



児童育成手当・児童育成手当(障害)の新規申請を

～6月が年度更新月です～

現在手当を受給していない方で支給要件に当てはまる方は、新規申請手続きが必要です。所得・扶養人数などの関係で新年度から該当する方は、5月中に申請してください。手当の支給は申請の翌月からとなります。所得が一定額以上の場合は、手当は支給されません(表1参照)。

◆児童育成手当

対 父・母が婚姻を解消または同様の状態などにある、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方

※受給者が事実婚状態にある場合などは対象となりません。詳細は、お問い合わせください。

□**支給金額** 月額1万3,500円(児童1人当たり)

□**所得制限** 表1参照

□**必要書類** 表2参照(後日提出可)

◆児童育成手当(障害)

対 「愛の手帳」1～3度、「身体障害者手帳」1～2級程度または脳性麻痺、進行性筋萎縮症の障害がある20歳未満の児童を養育している方

□**支給金額** 月額1万5,500円

□**所得制限** 表1参照

□**必要書類** 表2参照(後日提出可)

◆子育て支援課 保(☎042-460-9840)

表1 平成25年度所得制限額表(平成24年中の所得額)

扶養人数	児童育成手当・児童育成手当(障害)
0人	360万4,000円
1人	398万4,000円
2人	436万4,000円
3人	474万4,000円

以降1人増すごとに38万円加算

表2 申請に必要なもの

必要なもの	児童育成手当	児童育成手当(障害)
印鑑	○	○
戸籍謄本(申請者および児童のもの)	○	—
25年度課税証明書 ※平成25年1月2日以降に転入の方	○	○
申請者名義の預金口座のわかるもの	○	○
身体障害者手帳・愛の手帳(お持ちの方)	—	○
その他(調査書類など)	○	—